

# 山梨県公報

号外第二十六号

令和二年

四月三十日

木曜日

## 目次

### 条 例

○山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

○山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)  
(人事課)

- 令和二年五月一日から一月間、知事の給料月額を百二十五万円から百二十四万九千九百九十九円減額する措置を講ずることとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年四月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第三十四号

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部を改正する条例

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例(昭和二十六年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 令和二年五月一日から同月三十一日までの期間に係る知事の給料月額は、第二条の規定にかかわらず、百二十五万円から百二十四万九千九百九十九円を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番